

事前開示書類／吸収合併

(株式会社v i s u m o)

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社R e v i C o（以下「R e v i C o」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

第 1	吸収合併契約の内容	1	
第 2	合併対価の相当性に関する事項	3	
第 3	支配株主との取引等に関する事項	5	
第 4	当社の資本金及び準備金の額に関する定め	の相当性に関する事項..... 8	
第 5	新株予約権の定め	の相当性に関する事項	8
第 6	債務の履行の見込みに関する事項	8	
第 7	計算書類等に関する事項	8	

本書記載の事項のうち写しである書類については、いずれも原本の写しに相違ありません。

2025 年 11 月 10 日

東京都渋谷区神宮前六丁目 10 番 11 号

原宿ソフィアビル 4 階

株式会社v i s u m o

代表取締役社長 井上 純

第1 吸収合併契約の内容

当社と R e v i C o との間で締結した吸収合併契約の内容は以下のとおりです。

吸収合併契約書

株式会社 v i s u m o（以下「甲」という。）と株式会社 R e v i C o（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は、本吸収合併により、乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商 号：株式会社 v i s u m o

所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目 10 番 11 号 原宿ソフィアビル 4 階

(2) 吸収合併消滅会社

商 号：株式会社 R e v i C o

所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号 渋谷クロスタワー

第3条（本吸収合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 27.58 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき 27.58 株の割合をもって、前項に定める甲の普通株式を割り当てる。

第4条（資本金及び準備金の額）

1. 本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。
 - (1) 資本金： 0 円
 - (2) 資本準備金： 0 円
 - (3) 利益準備金： 0 円
2. 本吸収合併により増加する甲の剰余金の額は、会社計算規則に従って処理する。

第5条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 1 月 1 日とする。ただし、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

第6条（吸収合併契約の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会において本契約の承認及び本吸収合併に必要なその他の事項に関する決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求める。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意のうえ、これを行う。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は明らかになった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意のうえ、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める株主総会の承認が得られなかったとき、本吸収合併に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が得られなかったとき又は前条に基づき本契約が解除されたときにはその効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議し合意のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙はその写しを保管する。

2025年10月16日

東京都渋谷区神宮前六丁目10番11号 原宿ソフィアビル4階
株式会社 v i s u m o
代表取締役社長 井上 純

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー
株式会社 R e v i C o
代表取締役社長 高橋 直樹

第2 合併対価の相当性に関する事項

1. 本吸収合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	R e v i C o (吸収合併消滅会社)
本吸収合併に係る割当比率	1	27.58
本吸収合併により交付する株式数	当社普通株式：413,700 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

R e v i C o の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 27.58 株を割当交付します。上記の本吸収合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議のうえ変更することがあります。

(注2) 本吸収合併により交付する当社の株式数

当社は、本吸収合併に際して、本吸収合併により当社が R e v i C o の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の R e v i C o の株主名簿に記載又は記録された R e v i C o の株主（当社及び R e v i C o を除きます。）に対して、その保有する R e v i C o の普通株式の株式数の合計に 27.58 を乗じた数の当社の普通株式を割当交付する予定であり、かかる交付については、新たに発行する普通株式を使用する予定です。

2. 割当内容の根拠及び理由

当社は、本合併比率を含む本吸収合併の公正性・妥当性を確保するため、当社及び R e v i C o 並びに当社及び R e v i C o の親会社である株式会社ソフトクリエイトホールディングス（以下「S C H D」といいます。）から独立した第三者算定機関である B E 1 総合会計事務所（以下「B E 1」といいます。）に合併比率の算定を依頼し、2025 年 10 月 15 日付けをもって合併比率算定書を取得しています。

また、当社は、上記に加え、後記「第3. 支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、独立役員である社外取締役から 2025 年 10 月 16 日付けをもって、本吸収合併の目的は正当かつ合理的であり、本吸収合併の条件及び交渉過程の手続は公正であり、本吸収合併を行うことが当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を取得しています。

当社は、かかる算定書及び意見を踏まえ、財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案しつつ、本合併比率により本吸収合併を行うことについて慎重に協議・検討した結果、本合併比率は B E 1 から受領した合併比率の算定結果のうち、参考値として補完的に算定された D C F 法による評価レンジの上限を僅かに超過するものであるが、主たる算定手法であり上場株式について最も信頼が置ける算定手法である市場株価基準法に基づく算定レンジの中央寄りの数値であることから合理的な水準にあり、少数株主の皆様にとって不利益なものではなく、本合併比率により本吸収合併を行うことが妥当であると判断したことから、本吸収合併契約を締結することを決定しました。

なお、本合併比率は、本吸収合併契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社の合意のうえ変更されることがあります。

3. 算定に関する事項

(1) 算定機関の名称及び当社との関係

BE1は、当社、Revico及びSCHDから独立した第三者算定機関であり、当社、Revico又はSCHDの関連当事者に該当せず、本吸収合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、当社がBE1に対して支払う報酬金額は、本吸収合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬であることから、本吸収合併の成否からの独立性も確保されております。

(2) 算定の概要

BE1は、当社の株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を採用し、これを補完する目的の参考値として、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法による算定も行いました。他方、Revicoの株式は金融商品取引所に上場されていませんが、上場類似会社が複数存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、これらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。以下の合併比率は、Revicoの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の比率（合併比率）を記載したものです。

採用手法		合併比率の評価レンジ
当社	Revico	
市場株価基準法	類似会社比較法	19.45～30.84
	DCF法	24.95～35.71
DCF法	DCF法	17.12～27.50

（市場株価平均法）

2025年10月15日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所における算定基準日までの5営業日、1か月間、3か月間及び6か月間の出来高過重平均値を採用しております。

（類似会社比較法）

Revicoの主要事業に類似性が認められる類似上場会社として、株式会社ドーン、株式会社いい生活、eBASE株式会社、SCAT株式会社、株式会社ユーザーローカル及びアライドアーキテクツ株式会社を選定したうえ、EV/EBITDA倍率を用いて算定を行いました。

（DCF法）

当社については、当社が作成した2027年3月期を最終期とする利益計画を計画1期として、計画2期以降は前年比10%増加、計画6期以降はゼロ成長で推移する前提としました。かかる計画を前提として考慮したうえで、将来の年次の株主に帰属するネット・キャッシュ・フローを予測し、これに一定の割引率をもって割引計算したキャッシュ・フローの現在価値の総和として評価しています。割引率は8.7%～10.7%を採用しており、継続価値の算定に際しては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。

Revicoについては、Revicoが作成した現在進行期である2026年3月期の利益予算を基礎とし、かかる予算が将来計画1期（2027年3月期）の業績とみなし、計画2期以降は

前年比 10%増加、計画 6 期以降はゼロ成長で推移するモデルを採用いたしました。かかる計画を前提として考慮したうえで、将来の年次の株主に帰属するネット・キャッシュ・フローを予測し、これに一定の割引率をもって割引計算したキャッシュ・フローの現在価値の総和として評価しています。割引率は 8.7%~10.7%を採用しており、継続価値の算定に際しては永久成長率法を採用し、永久成長率は 0%を採用しております。

v i s u m o の利益計画においては、大幅な増益を見込んでいる計画年度が含まれています。具体的には、計画第 2 期（2028 年 3 月期）から第 5 期（2031 年 3 月期）について、売上高、売上原価（ソフトウェア償却費を除く。）及びソフトウェア投資額が前年比 10%増にて推移するとしつつ販売費及び一般管理費が増加しないモデルを前提としたことを理由として、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが、当該各計画期においていずれも前年比 30%超の増額となることを見込んでおります。

R e v i C o の利益計画においては、大幅な増益を見込んでいる計画年度が含まれています。具体的には、売上高、売上原価（ソフトウェア償却費を除く。）及びソフトウェア投資額が前年比 10%増にて推移するとしつつ販売費及び一般管理費が増加しないモデルを前提としたことを理由として、計画第 2 期（2028 年 3 月期）から第 5 期（2031 年 3 月期）における営業利益、また、計画第 2 期（2028 年 3 月期）から第 6 期（2032 年 3 月期）におけるフリー・キャッシュ・フローが、当該各計画期においていずれも前年比 30%超の増額となることを見込んでおります。

B E 1 は、上記合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用しており、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としていますが、それらの正確性及び妥当性並びに完全性の検証を行っておらず、また、その義務を負うものでも、それらを保証するものでもありません。

なお、上記の利益計画及び利益予算は、いずれも本吸収合併の実施を前提としていません。

第3 支配株主との取引等に関する事項

1. 公正性を担保するための措置

本吸収合併は、当社の親会社である S C H D を完全親会社とする R e v i C o を吸収合併消滅会社とすることから、当社は、当社、R e v i C o 及び S C H D から独立した第三者算定機関である B E 1 を選定し、2025 年 10 月 15 日付けをもって本合併比率に関する算定書を取得しました。

なお、本合併比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

2. 利益相反を回避するための措置

本吸収合併は、当社の親会社である S C H D を完全親会社とする R e v i C o を吸収合併消滅会社とすることから、当社は、当社の少数株主にとって不利益な条件をもって本吸収合併が行われることを防止するため、当社、R e v i C o 及び S C H D から独立した社外取締役であり、独立役員である甲斐真樹氏及び石川憲和氏に対して、本吸収合併を行うことが当社の少数株主にとって不利益でないか否かを依頼・諮問し、2025 年 10 月 16 日付けをもって、以下に記載の概要の意見書を取得しています。

3. 独立した第三者からの意見の内容

(1) 本吸収合併の目的

当職らが確認した各種資料及び当社関係者からのヒアリングによれば、SNSの普及により、企業からの一方的な情報よりも、SNS上のUGC（ユーザー生成コンテンツ）等の共感できる情報が求められる状況を踏まえ、両社が提供するサービスのシナジーについて議論を重ねた結果、以下に掲げるとおり本吸収合併における背景や狙い及び本吸収合併による期待される効果から、当社の企業価値の向上が見込まれるとの経営上の判断の正当性が認められる。

（本吸収合併の背景と狙い）

SNSの普及により消費者の購買行動が劇的に変化し、企業からの一方的な情報よりも、SNS上のユーザー生成コンテンツ等の共感できる情報が求められる状況下において、ビジュアルコンテンツで「共感」を創出する当社の強みと、レビュー活用で「信頼」を担保するReviCoの強みを組み合わせる。これにより、「共感で知り、信頼で選び、体験を共有・拡散する」という持続的な成長サイクルを創出し、次世代のマーケティングサービスを提供することを戦略的な狙いとしているとの説明を受けた。

本吸収合併は、ユーザー生成コンテンツ等の共感できる情報が求められる市場動向を的確に捉えたものであり、両社の補完的な強みを活かして新たな顧客価値を創出しようとする点で、高い合理性が認められる。

（本吸収合併による効果）

本吸収合併による効果として、(a)既存顧客基盤という具体的な根拠に基づくクロスセル、(b)データ連携や特許技術活用といった明確なサービス強化策、(c)管理部門統合によるコスト削減といった実現可能性の高い施策に関する説明を受けた。

これらの効果が実現されることにより、事業成長の加速、競争優位性の確立、収益性の向上が期待できる。これらは当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであり、本吸収合併には正当性があると認められる。

当職らが当社の独立社外取締役として数年にわたって経営に関与してきた知識及び経験を踏まえて検討した結果、上述した背景のもとでは、本吸収合併によって得られる種々の効果によって更なる当社の企業価値の向上が見込まれるとの当社の判断には十分合理性が認められるため、本吸収合併の目的には正当性・合理性が認められる。

(2) 本吸収合併の条件

（算定の概要について）

当社は、合併比率を検討するに際して、当社及びReviCo並びにSCHDから独立した第三者算定機関であり、当該業務について経験豊富で社会的に一定以上の信頼を得ているBE1に算定書の作成を委嘱し、本吸収合併の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として2025年10月15日付け合併比率算定書を取得した。

BE1は、当社については、当社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用し、これを補完する目的の参考値として、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法による算定も行った。他方で、ReviCoについては、同社の株式は金融商品取引所に上場されていないものの、上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、これらに加えて

将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行った。

B E 1 は合併比率の算定業務について経験豊富で社会的に一定以上の信頼性を有していることに加え、合併比率の算定においては合理的な評価手法が用いられており、当社の価値を不当に低く評価する等の恣意的な数値操作は認められないこと、また、算定の基礎となる利益計画や利益予算等に不合理な点は見受けられないことからすると、本算定書は、その作成方法及び内容において、適正・妥当なものと認められる。

(合併比率について)

当社取締役会は、本吸収合併における利益相反を解消したうえで、上記の算定書における算定結果を踏まえ、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案しつつ慎重に検討し、R e v i C o との間で協議を重ねた結果として合併比率を決定しており、また、かかる合併比率は、当該算定書における参考値として補完的に算定された D C F 法による評価レンジの上限を僅かに超過するものであるが、主たる算定手法であり上場株式について最も信頼が置ける算定手法である市場株価基準法に基づく算定結果の算定レンジの中央寄りの数値であることから、本吸収合併の条件の公正性は確保されているものと認められる。

(3) 交渉過程その他の手続

本吸収合併に向けた検討過程において、吸収合併の条件の公正性の担保という観点において、以下のとおり、具体的な対応が行われていることから、本吸収合併における交渉過程の手続には公正性があると認められる。

(独立した第三者による合併比率の算定)

前述のとおり、当社は本合併比率の決定に際して、独立した第三者算定機関である B E 1 に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を尊重したうえで割当比率を決定している。

(利害関係者の排除)

当社の取締役のうち、林雅也氏は S C H D の取締役及び R e v i C o の取締役を兼務していることから、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本吸収合併に係る審議及び議決には参加しておらず、また、当社の立場において本吸収合併の協議及び交渉には参加していない。

(独立した第三者からの意見書の取得)

当社取締役会は、本吸収合併を検討するにあたり、本吸収合併における利益相反を解消し、本吸収合併の公正性及び透明性を担保するために、S C H D からの独立性を有し、かつ、東京証券取引所に独立役員として届出がされている当社の独立社外取締役 2 名に対して、本意見書の提出を囑託しており、本意見書の内容を尊重する意向を示している。

(4) 少数株主の不利益

上記の各検討内容を踏まえ、これらを総合的に考慮すれば、当社取締役会による本吸収合併を行う旨の決議が、当社の少数株主にとって不利益とはいえないと認められる。

第4 当社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

本吸収合併に際して当社の資本金及び準備金の額は増加せず、また、本吸収合併により増加する剰余金の額は会社計算規則に従って処理します。

かかる処理は、会社計算規則及びその他の公正な会計基準等に基づいており、また、当社の資本の状況その他の諸事情を総合的に判断したうえで決定したものであり、相当であると考えております。

第5 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

第6 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

第7 計算書類等に関する事項

1. 当社の最終事業年度（2025年3月期）の末日後に生じた重要な事象の内容

当社は、2025年6月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに同日開催の当社第6期定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年6月20日に発行・割当てを行いました。

(1) スtock・オプション制度を導入する目的

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものです。

(2) 新株予約権の発行要領

割当日	2025年6月20日
割当総数	165個
目的株式の種類・数	当社普通株式16,500株（新株予約権1個につき100株）
行使時の払込金額	112,500円（1株につき1,125円）
行使可能期間	2029年6月19日から2035年6月18日まで
行使により株式を発行する	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等

場合における増加資本金等	増加限度額の2分の1の金額（端数切上げ）とし、かかる資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金とする。
行使条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、③の契約に定めるところによる。 ③ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

2. R e v i C o の最終事業年度（2025 年 3 月期）に係る計算書類等の内容
末尾記載の別紙をご参照ください。
3. R e v i C o の最終事業年度（2025 年 3 月期）の末日後に生じた重要な事象の内容
該当事項はありません。

事業報告

2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

2024 年度のレビューマーケティングツール「R e v i C o」における売上高は前年比 6 4 % 増となりました。

売上増加に伴い、売上原価も前年比 4 9 % 増となりました。

これらの結果、売上高 177,663 千円、経常損益△12,442 千円、当期純損益△12,732 千円となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区分 \ 期別	第 1 期 (2023 年 3 月期)	第 2 期 (2024 年 3 月期)	第 3 期(当期) (2025 年 3 月期)
売 上 高 (千 円)	45,189	108,210	177,663
経 常 利 益 (損 失) (千 円)	△3,692	△7,087	△12,442
当 期 純 利 益 (損 失) (千 円)	△3,812	△7,524	△12,732
1 株当たり当期純利益(損失)(円)	△665.15	△501.62	△848.80
総 資 産 (千 円)	161,106	159,383	291,367
純 資 産 (千 円)	146,187	138,662	125,930
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	9,745.82	9,244.19	8,395.39

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は期中平均株式数により、1 株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。

2. 第 1 期の事業年度は、2022 年 10 月より、営業活動を開始しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 出資金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
(株)ソフトクリエイトホールディングス	854百万円	100.0%	株式等の保有を通じたグループ企業の統括、管理等

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社のレビューマーケティングツール「ReviCo」は、他社との差別化を図っておりますが、当社より安価な製品が他社より販売されますと売上機会の損失に繋がりますので、製品の開発を継続すると共に、テクノロジーの進歩にすばやく対応してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

レビューマーケティングツール「ReviCo」又は「ReviCo関連サービス」のシステム設計、開発、運用、保守及び販売。

(6) 主要な拠点（2025年3月31日現在）

本社：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢
13名	4名増	29歳

(注)使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他当社の現況に関する重要な事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 50,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 15,000株

③ 株主数 1名

④ 株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ソフトクリエイトホールディングス	15,000 株	100.0%

(2) 会社役員の状況

取締役及び監査役の氏名等 (2025 年 3 月 31 日現在)

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 直 樹	
取締役	林 勝	株式会社ソフトクリエイトホールディングス代表取締役会長執行役員 株式会社 e c b e i n g 代表取締役会長執行役員 株式会社ソフトクリエイト取締役会長執行役員
取締役	林 雅 也	株式会社 e c b e i n g 代表取締役社長執行役員 株式会社ソフトクリエイトホールディングス代表取締役副社長 株式会社エートウジェイ代表取締役会長 有限会社ティーオーシステム代表取締役社長 株式会社 v i s u m o 取締役 一般社団法人日本オムニチャネル協会代表理事
監査役	中 桐 雅 宏	株式会社ソフトクリエイトホールディングス取締役専務執行役員 株式会社 e c b e i n g 取締役 株式会社ソフトクリエイト取締役 株式会社エートウジェイ取締役 株式会社アクロホールディングス取締役

(注) 代表取締役社長 高橋 直樹 氏以外の役員報酬等につきましては、事業年度を通じて全員無報酬であります。

(3) 業務の適性を確保するための体制

大会社である取締役会設置会社では、その決定が義務付けられているおりますが、現在の当社の規模において決定義務は ありませんが、その重要性を鑑み、全国農業協同組合連合会様の「リスク事案報告基準」等の内容を含め、順次、法定に述べられている内容に付き、検討及び取締役会での決定をおこなっていく予定であります。

決定予定事項

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

(4) 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

本事業報告中の記載数字は、金額及び比率については、表示単位未満を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	158,881,796	流 動 負 債	64,111,030
現 金 及 び 預 金	126,885,112	未 払 外 注 費	9,021,306
売 掛 金	132,000	子 未 払 外 注 費 (EC	2,621,788
子 会 社 売 掛 金	23,613,084	子 未 払 外 注 費 (VI	22,000
未 収 入 金	4,296	未 払 金	5,626,386
前 払 費 用	8,247,304	未 払 費 用	3,644,909
		預 り 金	1,932,748
		未 払 住 民 税	290,000
		未 払 消 費 税 等	4,248,800
		未 払 事 業 税 等	217,900
		未 払 給 与	7,289,000
		子 会 社 未 払 金 (A	484,000
		子 会 社 未 払 金 (E	17,817,374
		親 会 社 未 払 金	864,819
		賞 与 引 当 金	10,030,000
		固 定 負 債	101,325,402
		長 期 借 入 金	100,000,000
		退 職 給 付 引 当 金	375,402
		役 員 退 職 給 付 引 当 金	950,000
固 定 資 産	132,485,522	負 債 合 計	165,436,432
有 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
建 物 附 属 設 備	0	株 主 資 本	125,930,886
工 具 器 具 備 品	0	資 本 金	100,000,000
建 物 減 償 累 計 額	0	資 本 準 備 金	50,000,000
工 備 減 償 累 計 額	0		
無 形 固 定 資 産	132,485,522	利 益 剰 余 金	△24,069,114
ソ フ ト ウ ェ ア	126,817,522	利 益 準 備 金	0
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	5,668,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	△24,069,114
		繰 越 利 益 剰 余 金	△24,069,114
		純 資 産 合 計	125,930,886
資 産 合 計	291,367,318	負 債 及 び 純 資 産 合 計	291,367,318

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
売上高	177,663,002
売上原価	97,224,259
売上総利益	80,438,743
販売費及び一般管理費	92,740,442
営業損益	△12,301,699
営業外収益	
受取利息	28,060
雑収入	148,264
営業外費用	
支払利息	316,667
経常損益	△12,442,042
税金等調整前当期純損益	△12,442,042
法人税、住民税及び事業税	290,000
当期純損益	△12,732,042

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本準備金	利益剰余金		株主資本 合 計	
			その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	100,000,000	50,000,000	△11,337,072	△11,337,072	138,662,928	138,662,928
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						
当 期 純 損 益			△12,732,042	△12,732,042	△12,732,042	△12,732,042
当 期 変 動 額 合 計			△12,732,042	△12,732,042	△12,732,042	△12,732,042
当 期 末 残 高	100,000,000	50,000,000	△24,069,114	△24,069,114	125,930,886	125,930,886

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

2 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月17日

株式会社 ReviCo
監査役 中桐 雅宏 ㊞